

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,187,564,000
A種株式	1,084,000
B種株式	1,000,000
計	1,187,564,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	295,807,200	295,807,200	—	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式(注1)
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注2)、(注3)
B種株式 (注4)	600,000	600,000	—	(注5)、(注6) (注7)、(注8)
計	297,491,200	297,491,200	—	—

(注1) 普通株式の単元株式数は100株であります。

(注2) A種株式については単元株制度を採用しておりません。

(注3) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

- 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、後記B種株式の内容にて規定するB種株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配の後に、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。
- 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。
- 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、A種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

6 A種株式調整比率

(1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

調整後A種株式調整比率 = 調整前A種株式調整比率 ×

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

(3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

(4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\frac{\text{調整後A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

- (注4) B種株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- (注5) B種株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は次のとおりであります。

- 1 B種株式には当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引市場に上場された場合には当該金融商品取引市場における株価(後記(注7)6(2)①にしたがい算出される。)の下落により、また、それ以外の場合には修正純資産額(後記(注7)6(2)②に定義される。)の減少により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

2 修正の基準及び頻度

B種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種株式に係る当初払込金額(1株当たり100,000円)の総額を、B種株式調整価額(後記(注7)6に定義される。)で除して算出される。かかるB種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日に以下の基準及び頻度により修正される。

修正の基準：① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、毎年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)

② 上記①以外の場合、修正純資産額。

修正の頻度：1年に1回

3 行使価額等の下限等

上記B種株式調整価額の下限：220円(但し、後記(注7)6(3)乃至後記(注7)6(7)により調整される場合がある。)

割当株式数の上限：上記B種株式調整価額の下限が定められているため、該当事項なし。

資金調達額の下限：資金調達額が固定されているため、該当事項なし。

4 当社の決定によるB種株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

- (注6) B種株式については単元株制度を採用しておりません。

- (注7) B種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

- (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、6,000円(但し、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当の場合は、6,000円をB種株式を最初に発行した際の払込期日から平成21年3月31日までの間の日数(初日及び末日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。なお、かかる計算においては、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の金銭(以下「B種優先配当金」という。)を、剰余金の配当として交付する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中で、かつ当該基準日より前の日を基準日として既に剰余金の配当を行ったときは、B種優先配当金の額から当該配当の額を控除した額の金銭を支払うものとする。
- (2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、上記(1)に定めるB種優先配当金の額を上限とし、B種株主又はB種登録株式質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、B種株式を最初に発行した際のB種株式1株あたりの払込金額(以下「B種株式当初払込金額」という。)に相当する額の金銭を支払う。

(2) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

B種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、B種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、B種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、B種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

B種株主は、払込期日の翌日以降、いつでも、当社がB種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、B種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったB種株式の数にB種株式当初払込金額を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数とする。

6 B種株式調整価額

(1) 当初のB種株式調整価額は、440円とする。

(2) B種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、以下の①及び②のとおり修正される。但し、修正後B種株式調整価額が440円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「上限B種株式調整価額」という。)を上回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる上限B種株式調整価額とし、220円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「下限B種株式調整価額」という。)を下回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる下限B種株式調整価額とする。

① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合

各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。但し、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記(3)乃至後記(7)に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、後記(3)乃至後記(7)に準じて調整される。

② 上記①以外の場合

次の算式により算出される額とする。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{修正後B種株式調整価額} = \frac{(\text{修正純資産額} - \text{既発行B種株式の払込金額の総額}) \times 1.1}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

上記において、「修正純資産額」とは、各修正日の直前事業年度に係る連結貸借対照表(当社が金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出する有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表をいう。以下同じ。但し、当該直前事業年度に係る連結貸借対照表が存在しない場合には、同法第24条の5第1項の規定に基づき提出された当該直前事業年度に係る半期報告書に含まれる中間連結貸借対照表、同法第24条の4の7第1項に基づき提出された当該直前事業年度に係る四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表及び当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表のうち直近のものとする。)に記載された純資産の部の合計額から当該連結貸借対照表に記載された少数株主持分の額を控除した額に、当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法施行規則第69条第1項第3号に規定する危険準備金の額(但し、当該危険準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)及び当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法第115条に規定する価格変動準備金の額(但し、当該価格変動準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)を加算することにより算出される額とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とし、「既発行B種株式の払込金額の総額」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済B種株式のうち当社の保有に係るもの以外の払込金額の総額とする。

- (3) 当社が、B種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分(本項において「時価以下発行」という。)を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \text{普通株式1株あたりの時価}$$

上記及び後記(4)において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後B種株式調整価額の適用開始日に先立つ45取引日に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該時価以下発行に係る基準日があればその日の、また、かかる基準日がない場合は調整後B種株式調整価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (4) 当社が、B種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行した場合、B種株式調整価額は、上記(3)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (5) 当社が、B種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{分割・併合前の普通株式数}}{\text{分割・併合後の普通株式数}}$$

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (6) 当社が、B種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

- (7) 上記(3)から(6)までに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、取得請求権付株式、取得条項付株式、取得条項付新株予約権の発行又は金銭以外の財産による剰余金の配当等によりB種株式調整価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断するB種株式調整価額に変更される。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(注8) 当社とB種株式の所有者との間の取決めの内容

- 1 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- 2 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種株式

	中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	普通株式 — A種株式 — B種株式 —	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	167,280	—	167,280

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	42,330,279	14.23
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	36,170,200	12.16
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	26,595,700	8.94
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	21,795,700	7.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	21,425,000	7.20
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	21,276,500	7.15
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	12,085,700	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	12,055,000	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	7,546,800	2.54
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,319,100	1.79
計	—	206,599,979	69.45

(注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式、A種株式、B種株式を合算して計算・記載しております。

2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

3 上記のほか当社所有の自己株式17,444,721株(発行済株式総数に対する割合5.86%)があります。

② 所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	415,014	14.90
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	361,702	12.99
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	9.55
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	214,127	7.69
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	213,250	7.66
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	212,765	7.64
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	120,357	4.32
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.31
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.67
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	53,191	1.91
計	—	2,050,881	73.63

(注) 1 普通株式には議決権がありますが、A種株式並びにB種株式には議決権がありません。

2 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,272,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 278,534,300	2,785,343	同上
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,343	—

(注) 普通株式の単元株式数は100株であります。A種株式、B種株式については単元株制度を採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	普通株式 17,272,600	—	普通株式 17,272,600	5.83
計	—	17,272,600	—	17,272,600	5.83

- (注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。
- 2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。
- 3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

- (注) 当社は執行役員制度を導入しております。
- 前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動はありません。